



EMBASSY OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
フィリピン 共和国 大使館
TOKYO, JAPAN

NOTICE OF AWARD

Date: 27 October 2021

Sir:

Please be informed that, upon the recommendation of the Bids and Awards Committee (BAC) of the Philippine Embassy in Tokyo, Japan, as contained in its Resolution No.2021-010A dated 27 October 2021, the Philippine Embassy in Tokyo is awarding to **Lexus (Aoyama Branch)** for the procurement of a brand new luxury car with an engine displacement of 3500cc and a 6-cylinder gasoline engine [(sedan-Lexus LS500H AWD Executive [4 door, 3.5L V6(8GR-FXS), GVF55-AEVQH(E)]] for the use of the Ambassador/Head of Post/Chief of Mission for the exercise of his executive functions and for exclusive use in Japan, where the Philippine Embassy is located for the **total amount of Sixteen Million Four Hundred Twenty Two Thousand Six Hundred Sixty Four Japanese Yen (JP¥16,422,664)** only inclusive of taxes and other lawful charges, subject to the Department of Foreign Affairs' existing accounting and auditing requirements and subject to the signing of the Contract.

Very truly yours,


ROBESPIERRE L. BOLIVAR
Charge d'Affaires, a.i.
Head of the Procuring Entity

LEXUS AOYAMA
Hisashi Tanigawa
2-5-8 Kita-Aoyama
Minato-ku, Tokyo Japan
107-0061

1 Page

Notice of Award {BAC Resolution No. 2021-010A, Procurement of Motor Vehicle (Car-Sedan Lexus LS500H AWD Executive [4 door, 3.5L V6(8GR-FXS), GVF55-AEVQH(E)])}

5-15-5 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-8537 Japan
Tel.no.(+81) 3-5562-1600 / Fax no.(+81) 3-5562-1603
<http://tokyo.philembassy.net>



EMBASSY OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
フィリピン 共和国 大使館
TOKYO, JAPAN

NOTICE TO PROCEED


Date: 28 October 2021

Sir:

Please be informed that pursuant to the Notice of Award dated 27 October 2021 issued by the Philippine Embassy in Tokyo, **Lexus Aoyama Branch** is hereby given this **Notice to Proceed for the procurement of a brand new luxury car with an engine displacement of 3500cc and a 6-cylinder gasoline engine** [(sedan- Lexus LS500H AWD Executive [4 door, 3.5L V6(8GR-FXS), GVF55-AEVQH(E)] for the use of the Ambassador/Head of Post/Chief of Mission for the exercise of his executive functions and for exclusive use in Japan, where the Philippine Embassy is located for the **total amount of Sixteen Million Four Hundred Twenty Two Thousand Six Hundred Sixty Four Japanese Yen (JP¥16,422,664)** only inclusive of taxes and other lawful charges.

This Notice is issued in accordance with the requirements of Republic Act No. 9184, otherwise known as the "Government Procurement Act of 2003."

Very truly yours,


ROBESPIERRE L. BOLIVAR
Charge d'Affaires, a.i.
Head of the Procuring Entity

LEXUS AOYAMA
Hisashi Tanigawa
2-5-8 Kita-Aoyama
Minato-ku, Tokyo Japan
107-0061

1 Page

Notice to Proceed {BAC Resolution No. 2021-010A, Procurement of Motor Vehicle (Car-Sedan Lexus LS500H AWD Executive [4 door, 3.5L V6(8GR-FXS), GVF55-AEVQH(E)])}

5-15-5 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-8537 Japan
Tel.no.(+81) 3-5562-1600 / Fax no.(+81) 3-5562-1603
<http://tokyo.philembassy.net>

新車注文書

登録希望日 R 4年 2月14日
お支払 R 3年11月30日

契約形態	<input checked="" type="radio"/> 現金
	2.後払
	3.自社割賦
	4.信用購入あつせん

令和 3年 10月 27日

販売店	レクサス青山	03G
セールスマン	谷川 久師	012835

この注文書及び別途所定の契約書記載の約款は、売買の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものですから、これらの事項をよくお読み頂き充分ご納得の上、ご署名(記名捺印)して下さい。
別途契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書になります。
自動車には、クーリングオフの適用はありませんのでご留意下さい。
個人情報の取扱いにつきましては、裏面に記載しております。

印紙貼付

買主注文人	氏名	フリガナ フリヒ ノキョウワコクタイカン	課税・免税業者	<input type="checkbox"/>
	住所	Embassy of the Republic of the Philippines フリガナ ミナトクワ 3-15-5 Roppongi, Minato-ku, 港区六 Tokyo 5106-8537 Japan	電話番号	03-5562-1580
	生年月日	年 月 日 性別 法人	FAX	〒 106-0032
	職業	(コード) 勤務先 フリガナ	コード	13003063200005
	携帯番号	Eメール kumiko.fujie@philmbassy.net	電話番号	
使用本拠地	港区六本木	(コード 130030632000)	所有者名義	名義人
登録名義人(使用者)	買主との関係	<input checked="" type="radio"/> 買主と同じ <input type="radio"/> 買主と異なる () 氏名 フリガナ	買主と異なる場合のみ	
	住所	フリガナ	裏面(個人情報の取扱い)に同意します。	電話番号 FAX
	生年月日	年 月 日 性別 法人	印	(コード)
	職業	(コード) 勤務先	電話番号	
	携帯番号	Eメール		
連保証人	氏名	印	買主との関係	電話番号
	住所			〒
後払金明細	支払日	年 月 日	支払額	円 (金融機関)
	支払日	年 月 日	支払額	円
賦払金明細	1.均等	据置日数	支払回数	支払期間
	2.不均	日	回	年 月 日 ~ 年 月 日
	均	ボーナス支払額	月 X 回	年 月 年 月
	等	初回支払額	月 日	年 月 年 月
	2回目以降毎月	日	不均等	年 月
				実質年率 % 希望ナンバー 抽選 一般

- (注1) 後払いの場合の各項は次のように読み替えます。
割賦元金→残代金 割賦手数料→利息 賦払金計→残代金総額 割賦販売価格→車両代金総額+割賦手数料
- (注2) 後払いの場合の支払日及び支払額については、後払金明細金額欄をご確認ください。
- (注3) 信用購入あつせんの場合の各項は次のように読み替えます。
割賦元金→所要資金 割賦手数料→分割払手数料(支払い回数2回以下の場合、消費税課税対象)
賦払金計→立替払代金 割賦販売価格→現金販売価格+割賦手数料 賦払金明細→支払内容
- (注4) 手続き代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。
- (注5) 「OSS」は、自動車保有関係手続のワンストップサービスの略です。

この注文書には下取車についてリサイクル預託金が預託済であった場合についても、リサイクル預託金相当額は、下取車価格に含んでおりません。
この注文書には使用済車として引取依頼のあった場合、これに関しては記載されておりません。



TMTLX004 2021.04(改) 1×250×22 小

トヨタモビリティ東京株式会社 御中
東京都港区芝浦4丁目8番3号

(1/2)

管理番号
008-3431

代表者 関島 誠一

電話番号 0120-617-600

裏面記載の特約事項に基づき、下記のとおり注文いたします。

車名 LS500h Executive

型式 GVF55-AEVQH(E)

4ドアベン 3.5L V6 (8GR-FXS) AWD マルチステーション HV

ボディカラー クラファイトブラックラスフレック (223)

希望納期 2月14日 納車場所 その他

現金販売価格	車両本体価格 < 0.0% >	15,736,364
	メーカーオプション価格 < 0.0% >	
	付属品価格 < 0.0% >	686,300
	合計 ①	16,422,664

支払方法 1.現金 2.手形 3.口座引落 ④.振込

支払金	現金	16,422,664
	(うち申込金)	
	下取車価格(台)	
	下取車残債(-)	
賦金	計 ②	16,422,664
	割賦元金(①-②)	
	割賦手数料 ③	
	計	
	割賦販売価格 (①+③)	

税金・保険料	自動車税種別割(月登録)	
	自動車税環境性能割	
	自動車重量税	
	自賠責保険料() ヵ月	
	計	

各種費用等(消費税込)	検査登録手続代行費用	区分
	車庫証明手続代行費用	
	納車費用 B0	
	下取車手続代行費用	
	下取車査定料	
	資金管理料金 ⑥	
	希望NO手続代行費用 B3	
ETCセットアップ料 B1		
	陸送費用・行政書士料	

課税分小計 < 10.9% > ④

預法定費用	検査登録法定費用
	車庫証明法定費用
	下取車法定費用

預りリサイクル預託金 ⑤
公正証書作成費用

非課税分小計
計

道路サービス関連費用
自動車保険料

フリーメンテナンス

下取車自動車税

合計 ⑦

支払金合計 (①+③+⑦) 16,422,664
(消費税込み)

品名	コード	個数	金額
---- 内装 ----			
内 セミホン(ドアトリム:セミホン)/ブラック/レザー-カク LB27			
トス*シヤル(ブラック)			
---- タイヤ ----			
タ 245/50R19 タイヤ&ノイズリダクション(ハイパ-10E 加AM)(標準)			
---- メーカーオプション明細 <0.0%> ----			
メ セミホン(ドアトリム:セミホン)/ブラック/レザー-カク LB27		1	0
トス*シヤル(ブラック)			
*** メーカーオプション価格計 ***			0
---- 付属品明細 <0.0%> ----			
付 オナーズプレシヤス(タイプA)	0P1Y	1	0
ゼンゴ20トライブレコダアイセフシツブル5	4121	1	61,000
ジャッキツールセットワドマリ	77NL	2	32,000
シヤシヤクサセツ	77PE	2	24,000
サンカケヒョウジバン	77RA	2	5,000
トクシヨク	B4D1	1	102,000
ハイガラブルミアム	G2E9	2	24,000
ケイタイトル	J1K2	2	16,400
サイドバザ-	KONA	1	54,000
カーフィルム ウィンクス GY-15IR	LF15	1	65,000
ETCセットアップ	Z999	1	2,500

別紙に続く

リサイクル法関連費用明細	シュレツダ-ダスト料金
	エアバッグ類料金
	フロン類料金
	情報管理料金
	預りリサイクル預託金 ⑤
	資金管理料金(消費税込) ⑥
	合計

下取車	下取車価格	査定日
	査定価格	
	うち自賠責未経過相当額	車検満了日
車名	車名	年式
	型式	
車台番号	車台番号	走行距離
	使用者	登録番号
所有者	所有者	
	残債先	
精算方法		

現金支払分合計 16,422,664
(支払金合計-割賦金計-下取車)

管理No 008-3431

代表者 関島 誠一

電話番号 0120-617866

裏面記載の特約事項に基づき、下記のとおり記載いたします。

車名 LS500h Executive

4ドアセダン 3.5L V6 (8GR-FXS) AWD マルチステーションHV

型式 GVF55-AEVQH(E)

ボディカラー クラフトブラック/ラスフレック (223)

台数 1 希望納期 2月14日 納車場所 その他

現金販売価格	車両本体価格 (%)
消費税	メーカーオプション価格 (%)
販売価格	付属品価格 (%)
	合計 ①

支払方法 1.現金 2.手形 3.口座引落 4.振込

支払金	現金
	(うち申込金)
	下取車価格 (台)
	下取車残債 (-)
条	計 ②
件	賦元金 (①-②)
	割賦手数料 ③
	計
	割賦販売価格 (①+③)

税金・保険料	自動車税種別割 (月登録)
	自動車税環境性能割
	自動車重量税
	自賠責保険料 () カ月
	計
	区分

各種費用等 (消費税込)	納車費用
	下取車手続代行費用
	下取車査定料
	資金管理料金 ⑥

課税分小計 (%) ④

預法定費	
り用	
	預りリサイクル預託金 ⑤
	非課税分小計
	計

道路サービス関連費用

自動車保険料

合計 ⑦

支払金合計 (①+③+⑦) (消費税込み)

品名	コード	個数	金額
ハブロー	Z999	1	187,700
キャタ	Z999	1	62,700
加2	Z999	1	50,000
*** 付属品(その他)価格小計 ***			686,300
*** 付属品価格計 ***			686,300

メーカーオプション・付属品明細 (消費税込)

リースイ	シュレッダーダスト料金
ル	エアバッグ類料金
法	フロン類料金
関	情報管理料金
連	預りリサイクル預託金 ⑤
用	資金管理料金(消費税込) ⑥
明	計

下取車	下取車価格	査定日
	査定価格	
車	うち自賠責未経過相当額	車検満了日

車明細	車名	年式
	型式	
	車台番号	走行距離
	使用者	登録番号
	所有者	
	残債先 精算方法	

新車注文書

登録希望日 R 4年 2月 14日
お支払 R 3年 11月 30日

- 契約形態
- 現金
 - 後払
 - 自社割賦
 - 信用購入あつせん

令和 3年 10月 27日

印紙貼付

この注文書及び別途所定の契約書記載の約款は、売買の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものですから、これらの事項をよくお読み頂き充分ご納得の上、ご署名(記名・捺印)して下さい。
別途契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書になります。
自動車には、クーリングオフの適用はありませんのでご留意下さい。
個人情報の取扱いにつきましては、裏面に記載しております。

販売店	レクサス青山	03G
セールスマン	谷川 久師	012833

買主 注文書	氏名	フリガナ	課税・免税業者
	住所	フリガナ	〒 (コード)
	生年月日	年 月 日 性別	勤務先
	職業	(コード)	電話番号
携帯番号	Eメール		
使用本拠地	(コード)	所有者名義	
登録名義人(使用者)	買主との関係	1 買主と同じ 2 買主と異なる () 名	買主と異なる場合のみ
	住所	フリガナ	〒 (コード)
	生年月日	年 月 日 性別	勤務先
	職業	(コード)	電話番号
携帯番号	Eメール		
連保証人	氏名	印 買主との関係	電話番号
住所			〒
後払金明細	支払日	年 月 日	支払額 円 (金融機関)
	支払日	年 月 日	支払額 円
	1.均等	据置日数 支払回数	支払期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (手形振出人)
	2.不均等	日 回	年 月 日 (買主との関係)
賦払金明細	ボーナス月	月	X 回
	支払額	月	X 回
	初回支払額	月 日	不均等
2回目以降毎月	日	年 月	
実質年率	%	希望ナンバー	抽選 一般

- (注1) 後払いの場合の各項は次のように読み替えます。
割賦元金→残代金 割賦手数料→利息 賦払金計→残代金総額 割賦販売価格→車両代金総額+割賦手数料
- (注2) 後払いの場合の支払日及び支払額については、後払金明細金額欄をご確認ください。
- (注3) 信用購入あつせんの場合の各項は次のように読み替えます。
割賦元金→所要資金 割賦手数料→分割払手数料(支払い回数2回以下の場合、消費税課税対象)
賦払金計→立替払代金 割賦販売価格→現金販売価格+割賦手数料 賦払金明細→支払内容
- (注4) 手続き代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。
- (注5) 「OSS」は、自動車保有関係手続のワンストップサービスの略です。

この注文書には下取車についてリサイクル預託金が預託済であった場合についても、リサイクル預託金相当額は、下取車価格に含んでおりません。
この注文書には使用済車として引取依頼のあった場合、これに関しては記載されておりません。



TMTLX004 2021.04(改) 1×250×22 小

第4条 (所有権移転の時期)

- ① 自動車の所有権は、乙が本契約による自動車代金等の債務を完済したときに乙に移転します。但し、自動車代金等の債務完済の日現在、乙が自動車に関し甲に対して負担する部品代、整備代、修理代、立替金、その他の債務の支払いを正当な理由なく遅滞しているときは、引き続き甲は自動車の所有権を留保することができるものとします。この場合甲は乙に対しその旨を通知するものとします。
- ② 乙が自動車代金等を完済する前に、自動車の所有者名義が乙に登録された場合でも、その所有権は甲に帰属するものとします。
- ③ 乙が自己以外のものを使用名義人と定めた場合には、甲がその使用名義人に所有権移転登録をするものとします。

第5条 (善管注意義務及び禁止事項)

- ① 甲が自動車の所有権を留保している間は、乙は善良な管理者の注意をもって自動車を使用保管し、甲の承諾がなければ下記の行為をしてはなりません。
 1. 自動車は入質、譲渡、転売、貸与または担保に供すること。
 2. 自動車の改造、毀損等原状を変更すること。
- ② 乙は甲の承諾により乙以外の者に自動車を使用させている場合には、その使用者が前項各号の行為をしないように監督しなければなりません。

第6条 (自動車の引渡し及び受領)

- ① 甲は、契約成立後(但し、乙の依頼に基づく改造、架装、修理等をするときは、その完了後)20日以内に、乙の債務の履行と引き換えに自動車を乙に引き渡し、乙は債務を履行してこれを受領します。
- ② 甲が自動車の引渡しの準備を完了し、その提供をしているにもかかわらず、乙が自動車の受領を拒み、又は受け取ることができない場合、甲は遅滞の責を負いません。
- ③ 前項の場合、甲は自動車について、自己の物と同一の注意をもって保管することで足り、乙は甲に対し、その保管に要した費用を弁償します。

第7条 (自動車の確認と保証)

- ① 自動車の引渡しを受ける際は、乙は注文の自動車と相違なく、且つ、自動車の装備、外観等が良好な状態にあることを確認の上、引渡しを受けるものとし、以後、乙は通常の注意を払えば確認可能であった事項については、異議ないものとします。
- ② 乙が確認することが困難な原因により自動車に不具合が発生したときは、甲は民法、商法の規定及び保証書によって責任を負うものとします。この場合、甲は乙に不相当な負担を課すものでない限り、任意の方法によって修理、補充をすることができます。

第8条 (残存債務一括支払義務(期限の利益喪失))

- 乙について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は甲に対する債務について当然に期限の利益を失い、甲に対し残存債務及び遅延損害金を直ちに支払わなければなりません。
1. 自動車代金等の支払いを怠ったとき。
 2. 自動車を入質、譲渡、転売、貸与または担保の目的に供したとき。
 3. 自動車の改造、毀損等原状の変更をしたとき。
 4. 支払停止、保全処分(信用に関しないものは除く)、差押、または、破産、民事再生法に基づく再生手続開始、特別清算開始等の申立があったとき。
 5. 乙、保証人または自動車の名義人のいずれかが暴力団等反社会的勢力であると判明したとき。

第9条 (遅延損害金)

乙が自動車代金等の支払いを遅滞したときは、遅滞の日の翌日から完済の日まで、その残額に対し、民法の法定利率による遅延損害金を甲に支払います。

第10条 (自動車による弁済)

- ① 第8条各号のいずれかに該当する事由があるときは、乙は当然に次項記載の債務の支払いのため自動車を直ちに甲に引き渡さなければなりません。
- ② 甲が前項により自動車の引渡しを受けたときは、一般財団法人日本自動車査定協会による査定評価額及び乙に支払う消費税・地方消費税が生じた場合は、その額をもって、自動車代金等の債務、自動車の回収及びその処分可能までの保管に要した費用、裁判手続き等に要した費用、査定料、立替金、部品代、整備代、修理代等の債務につき、甲に対するどの債務の弁済にも充当できるものとします。
- ③ 前項充当後、不足額があるときは乙は直ちにこれを甲に支払い、余剰金があるときは甲は直ちにこれを乙に返還するものとします。

第11条 (付加物件に対する費用の償還等の免責)

前条により甲が乙より自動車の引渡しを受けるときは、甲は自動車に付加された物件を含めて引取ることができ、この物件については、自動車の評価に含めるものとし、乙は甲に対しその物件の返還または損害賠償等の請求をしません。但し、物件の撤去が不能な場合を除き、乙は付加物件の撤去に係る費用を支払って、その引渡しを求めることができるものとします。

第12条 (契約の解除)

- ① 第8条各号のいずれかに該当する事由があるときは、甲は催告をしなくても本契約を解除することができます。ただし、乙が個人の場合(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合を除く)には、同条第1号記載の事由に基づく解除は、相当の期間を定めた催告のうえ行うものとします。
- ② 前項により契約が解除されたときは、乙は甲に対し直ちに自動車代金等に相当する額の損害賠償金及びこれに対する(但書の場合は、各号の金額を控除した額に対する)民法の法定利率による遅延損害金を支払います。但し、次の各号について、甲はその全額を本項の支払いに充当するものとします。
 1. 乙が甲に頭金及び残代金の一部を既に支払っているときはその合計額。
 2. 自動車が返還された場合(甲が乙に自動車を提供したが、乙が第6条に違反したため自動車の引渡しができなかったときを含む)は、一般財団法人日本自動車査定協会による査定評価額及び乙に支払う消費税・地方消費税が生じた場合はその額。但し、乙が任意に自動車を返還しないため、甲が仮処分その他自己の費用をもって自動車を回収した場合、甲が自動車の評価額から回収費用を差し引くことができるものとします。

第13条 (連帯保証人の義務)

- ① 保証人は、乙の自動車代金等の支払債務を連帯して保証し、かつ、保証人相互の間においても連帯して債務履行の責に任じます。
- ② 甲が、連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、乙及び他の連帯保証人に対しても履行の請求の効力が生じるものとします。
- ③ 乙は、連帯保証人に対し以下の各号に定める記載事項に関する情報を提供しました。また、連帯保証人は、乙から以下の各号に定める記載事項に関する情報を提供しました。
 1. 乙の財産及び収支の状況
 2. 乙が保証対象債務以外に負担している債務の有無ならびにその額及び履行状況
 3. 乙が、保証対象債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

第14条 (売主の担保保存義務の免除)

- ① 保証人が、代位弁済した場合にも、遅滞なく書面による申し出をしない限り、甲が乙または第4条第3項の使用名義人に自動車の所有権移転登録をしても異議ないものとします。なお、甲が自動車の所有権移転登録後に保証人が保証履行する場合は、保証人は自己に対する所有権移転を請求できません。
- ② 保証人は、甲が他の共同保証人に対して保証債務を免除した場合でも、債務全額の支払いの請求されても異議ないものとします。

第15条 (通知義務)

- ① 乙または保証人は、その住所、氏名、商号、営業の目的、または自動車の保管場所その他甲に対し届け出ている表面記載の事項を変更したときは、甲に対し直ちにその旨を書面により通知しなければなりません。
- ② 前項の通知がない場合は、甲が表記の住所、氏名宛に発送した郵便物は通常到達すべきときに到達したものとみなします。但し、その通知を行わないことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。

第16条 (見本・カタログとの相違)

乙が見本・カタログ等により注文をした場合において、甲が引き渡した自動車の装備、外観等が見本・カタログと相違し、その修理・補充が不可能な場合は、乙は甲に申し出て本契約を解除することができるものとします。

第17条 (義務履行地及び管轄裁判所の合意)

- ① 本契約に関する義務履行地は、別段の定めがない限り、甲の本社または契約拠点とします。
- ② 本契約に関し紛争が生じた場合、乙が自動車を購入した甲の本社、契約拠点の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第18条 (契約等に関する問い合わせ)

本契約に関する問い合わせはご契約拠点、その他ご相談についてはお客様相談コーナーとします。
フリーダイヤル 0120-617-600

個人情報の取扱い
第1条 (個人情報の利用の同意)

- ① 買主注文者及び登録名義人(使用者)、連帯保証人は、トヨタモビリティ東京株式会社(以下「当社」という)が下記の目的のため、買主注文者及び、登録名義人(使用者)、連帯保証人の住所、氏名など表記記載の個人情報(以下「個人情報」という)を利用することに同意します。
- (1) 定期点検・車検及び保険内容などについてご案内するため。
 - (2) 商品・サービスなど、あるいは各種イベント・キャンペーンなどについてご案内するため。
 - (3) 商品・サービスの向上や新製品の開発を目的としたアンケート調査を行うため。
 - (4) お客様からの商品・サービスなどに関するお問い合わせ・ご要望に対し適切に対応するため。
 - (5) 買主注文者及び連帯保証人の個人情報を基に与信判断及び与信管理を行うため。
 - (6) 下記②に記載の目的のために当社グループ会社で共同利用すること。
- ② 当社は、お客様の個人情報を、当社グループ会社等との間で共同して利用します。
- (1) 共同利用する個人データの項目
・住所、氏名、生年月日、電話番号
・車名、塗色、型式等自動車に関する情報
・販売車両・下取車両・使用済車引取依頼車両の自動車検査証情報
・自動車登録番号
・自動車の修理・整備に関する情報
・その他表記記載の情報
・お客様の当社等に対するご要望に関する情報
 - (2) 共同利用する者の範囲
トヨタ自動車株式会社・トヨタモビリティサービス株式会社・トヨタメトロジック株式会社・株式会社トヨタテック
 - (3) 利用目的
・当社グループ会社を取り扱う商品・サービス、各種イベント・キャンペーン等の開催をご案内するため。
・各種商品・サービスの企画・開発のため。
・お客様からのご要望に関する情報を共有し、お客様サービスの向上を図るため。
 - (4) 個人データの共同利用に関する責任者
トヨタモビリティ東京株式会社
- ③ 買主注文者は、買主注文者が売買契約条項第8条に基づき期限の利益を喪失した場合、与信判断及び与信後の管理のため、表記の内容及び項目並びに当該契約の契約残高、月々の支払状況などの情報について、一般社団法人日本自動車販売協会連合会(<http://www.jada.or.jp>)の当社が加盟する支部に加盟する会社間で共同して利用します。なお、個人情報の共同利用に関する責任者は各共同利用者となります。
- ④ 当社は、個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します。
URL <https://www.toyota-mobi-tokyo.co.jp/>

【自動車の登録に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾等について】

買主注文者は、道路運送車両法第33条に定める譲渡証明書に記載すべき事項等、民間が発行する証明書(譲渡証明書、自動車損害賠償責任保険証明書、自動車損害賠償責任共済証明書等)に記載すべき事項を登録情報処理機関(自動車情報管理センター等)に電磁的に提供することを承諾/販売会社に委託します。

【リサイクル預託金の預託証明書の取扱いについて】

買主注文者は、使用済自動車の再資源化に関する法律第74条に定めるリサイクル預託金の預託証明書に相当する通知を登録情報処理機関に対して行うことを資金管理人(公益財団法人自動車リサイクル促進センター)に委託します。

【暴力団等反社会的勢力との取引拒否】

当社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はこれらの密接交際者、及び民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある集団または個人(以下「暴力団等反社会的勢力」という)との取引を拒否します。又、暴力団等反社会的勢力であることが判明した場合は、取引中止及び催告することなく契約を解除することができるものとします。

【注文特約条項】

第1条 (自動車の注文)

注文者(以下「乙」という)はトヨタモビリティ東京株式会社(以下「甲」という)に対し、表記条件及び下記特約に基づき自動車の注文をします。

第2条 (申込金の性格と充当)

乙は甲に対し、注文と同時に申込金を支払うものとし、申込金は契約成立後、売買契約条項第2第1項に定める自動車代金等一部に充当されるものとします。

但し、申込金は手付ではありません。

第3条 (注文の不承諾と撤回)

① 甲は乙の注文に応じることができ、乙はこれに対して異議ないものとし、契約は不成立となります。この場合、甲は乙に注文書原本・申込金等を全て返還し、電子署名・保存の場合は該当データの取消入力をするものとします。

② 乙は契約が成立するまでは、注文を撤回することができます。この場合、甲は乙に対し、甲が被った損害(通常生じる額に限る)の賠償を請求することができ、申込金と対等額で相殺できます。(乙の故意・過失に基づくものを除きます。)

第4条 (契約の成立時期)

① この注文による契約の成立日は、下記各号のいずれか早い日とします。

1. 自動車の登録または、届出がなされた日。

2. 甲が乙に自動車を引き渡した日。

② 信用購入あっせん契約(信用購入あっせん業者と購入者との契約をいう)の場合には、その契約の定めるところによるものとします。

【売買契約条項】

割賦販売契約書またはその他の売買契約書を別途作成する場合は、その約款によるものとします。但し、信用購入あっせん契約の場合には、その契約約款が優先して適用されるものとします。

第1条 (契約の内容)

甲は、本契約により、乙に対し自動車を売渡し、乙はこれを買受けます。但し、契約の成立は、注文特約条項第4条によるものとします。

第2条 (代金等の支払い)

① 乙は、税金、保険料、預り法定費用等の販売諸費用を自動車の登録日までに、また、表記現金価格合計(消費税・地方消費税を含む、以下「自動車代金等」という)のうち、頭金を契約成立と同時に、残金を表記支払条件及び後払金明細のとおり甲に支払います。

② 乙は、自動車と引き換えに、前項の債務の支払いのための銀行口座振替手続の書類等を甲に引き渡します。

③ 残金が手形の場合は、乙は自動車と引き換えに支払期日を満期とする手形を甲に交付します。

第3条 (下取自動車の引渡時期及び未經過自賠責保険料・自動車税種別割)

① 乙は、下取自動車を自動車代金等の債務の一部の支払いに代えて、甲の指定する場所へ持参し、自動車の引渡しと同時に下取書類と共に甲に引渡します。乙は下取自動車について、公租公課の滞納等一切の負担がないことを保証し、万一負担がある場合は、乙の責任において処理します。但し、下取自動車につき、乙が甲に引渡すまでの間に状態に変化が生じた場合は、甲と乙は、下取車価格を一般財団法人日本自動車査定協会により再度査定の上協議して定めるものとし、協議が整わない場合、乙は下取自動車の引渡しに代えて表面記載の下取車価格に相当する金額を甲に支払うものとします。

② 下取自動車の自賠責保険の未經過期間に対する解約による返還保険料については、所定の『自動車損害賠償責任保険 解約保険料表』によるものとし、その相当額を下取車価格に含めるものとします。但し、1,000円未満は四捨五入します。また、未經過月数は満月数とし、2ヶ月分を差し引いたものとします。

③ 下取自動車の納付済自動車税種別割の期日未經過分については、甲は、乙が下取自動車及び名義変更に必要な書類を引き渡した日の翌月分から、月割りで算出した額を乙に返金するものとします。表記の下取自動車税種別割相当額は登録予定日をもとに東京都税基準で計算しており、別途実際の登録日での各都道府県税務所の表示する金額でもって清算するものとします。ただし、乙が都道府県事務所より自動車税種別割未經過分の還付を受ける場合は除きます。

このたびは当社取り扱い商品をご注文いただき、誠にありがとうございました。
お取引内容を以下の項目に沿ってご確認いただきますようお願いいたします。

【お申込みの確認】

① 希望ナンバー

 申し込む

〔 抽選希望NO. 一般希望NO. 〕

〔 ご当地

 フルカラー モノトーン 〕 申し込まない 未定

② 字光式ナンバー

 申し込む 申し込まない

③ 道路サービス（JAF）

 申し込む 申し込まない

【ご確認事項】

④ 下取（買取）車両の有無について

 あり なし〔 新規 増車 お客様処分 〕

⑤ 任意保険の手続きについて

 当社加入〔 新規 車両入替 中途更改 〕 お客様手配

お取引内容をご確認いただきましたら、お客様のご署名をもってご承認をお願いいたします。

令和 3年 10月 27日

Embassy of the Republic of the Philippines

5-15-5 Roppongi, Minato-ku,
Tokyo 106-8537 Japan

販売店・店舗名

トヨタモビリティ東京株式
レクサス青山

担当スタッフ

谷川 久師

重要事項確認のお願い

弊社のCSR基本方針に基づき、ご契約いただきましたお客様に下記の事項について、ご説明・ご確認をさせていただきますので、内容をご確認のうえ、ご署名もしくは記名・押印をお願い申し上げます。

1 環境確保条例に関して（新車ご契約時のみ）

2001年4月1日施行の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）」に基づき、下表の環境情報に関する内容について、ご説明いたします。

〈主たる環境情報の説明条項及びその内容〉

第34条	低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務	低公害車を使用することにより環境影響への貢献
第37条	粒子状物質排出基準の遵守等（ディーゼル車対応）	粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の運行禁止
第47条	排出ガスの量	CO ₂ ・HC・No x濃度（カタログに記載）
	騒音の大きさ	加速騒音（カタログに記載）
	燃料の種類別	燃料の種類（カタログに記載）
	燃料消費率	燃費（カタログに記載）
	その他規則で定める事項	リサイクル関係・オゾン層破壊物質

〈環境確保条例第52条「自動車等を運転する者の義務」について〉

「自動車等を運転する者は、自動車等を駐車し、又は、停車するときは、当該自動車等の原動機の停止（アイドリングストップ）を行なわなければならない」と定められています。

2 暴力団排除条例に関して

弊社では、警察の指導及び東京都暴力団排除条例に基づき、お取引をさせていただきお客様に下記の確認をいただいております。

〈東京都暴力団排除条例に関する確認〉

- ① 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はこれらの密接交際者及び民事・行政問題に関し違法な行為や不当な要求を行った履歴のある集団又は個人（以下「反社会的勢力」という）ではありません
- ② 私が注文した自動車の使用名義人は下記の通りです。なお、私以外の者を使用名義人にする場合には、その使用名義人が反社会的勢力でないことを確認するとともに、各種法令を遵守いたします
- ③ 私及び使用名義人が前各号に反した場合は、貴社は何らの催告を要せず直ちに取引を停止もしくは解除できるものとし、停止もしくは解除により生じた損害は、私が責任を負います

【自動車の使用名義人（使用者）】

※自動車運転免許を所持していない方が使用者になる場合、車庫法違反の疑いを受ける可能性があります。

ご住所	港区六本木 5-15-5
お名前	フィリピン共和国大使館

3 ご購入いただく自動車に関して

この度のお取引は「輸出」及び「輸出業者への転売目的」での購入でないことを、お客様にご確認いただいております。

〈ご確認事項〉

- ① 私は、注文した車両を輸出及び、輸出業者への名義変更はいたしません
- ② 貴社から注文に応じることが出来ない判断され、注文の撤回を受けた場合、異議のないものとします（注文約定第3条の通り）
- ③ 私が前①号を違えた場合は、その発覚後貴社から今後の取引を停止される可能性があることを承知します
- ④ 私が注文した車両について、古物営業法及び車庫法に違反しないことを確認し、各種法令を遵守いたします

上記重要事項について説明を受けた上、その内容について理解しましたので下記に署名致します。

令和 3年 10月 27日 ご住所 港区六本木 5-15-5

Embassy of the Republic of the Philippines
5-15-5 Roppongi, Minato-ku,
Tokyo 106-8537 Japan

ご署名



【弊社使用欄】

受注日	令和 3年 10月 27日	店舗名	レクサス青山	担当	谷川 久師
-----	---------------	-----	--------	----	-------

G-Link利用申込書



LX#700001159072

このたびは、G-Linkサービスにお申し込みいただきありがとうございます。
本紙は厳重に保管くださいますようお願いいたします。

オーナーズカードID

-

《ご利用サービス》

お申込日	2021年10月27日	車名	LS500h
------	-------------	----	--------

ご利用料金	無料期間	お支払い方法
3年間無料 4年目以降 17,000円(税込)/年	新車購入時に同時お申し込みの場合 または、新車購入後無料期間内に初めてお申し込みの場合	お支払方法なし

《ご契約者情報》

ご契約者名 (法人名)	フリガナフィリピンキョウワコクタイシカン フィリピン共和国大使館	ご担当者名 (法人のみ)	フリガナフジエ クミコ 藤江 久美子
代表者名 (法人のみ)		部署名 または 役職名 (法人のみ)	秘書室

《サポートアドレス》 ※サポートアドレスは、緊急時などにレクサスオーナーズデスクからご連絡する連絡先になります。

TEL	携帯電話	G暗証番号	0000
	固定電話		
e-mail アドレス	携帯メール アドレス	予備メール アドレス	kumiko.fujie@philwmbassy.net

《販売店情報》

販売店名	レクサス青山		
営業スタッフ	谷川 久師	TEL	03-5413-3111

以下の内容にご同意いただける場合は、署名欄にご署名ください。

私(当社)は、G-Linkサービスの利用について、
整備業法および電気通信事業法に基づく書面と
G-Link利用規約を受領し、その内容を確認のうえ承諾いたしました。
また、本申込内容に相違ないことを確認のうえ申し込みます。

署名欄(自署) ※法人の方は、ご担当者様のご署名をお願いいたします。

藤江 久美子

お願い事項

- ① レクサスオーナーズ/G-Linkサイトへの初回ログイン後、速やかにパスワードの変更をお願いいたします。
- ② ご連絡先が変更になった場合には、すみやかに登録情報の変更を行ってください。

ご不明な点がございましたら、下記窓口までお問い合わせください。

問合せ窓口：G-Link サポートセンター お問合せ先：0800-300-3388 受付時間：9:00～18:00 月曜～金曜(除く祝日)

Lexus Safety System + • Lexus Safe System +A • パーキングサポートブレーキ・デジタルアウトターミラー • レフサス チームメイトを お使いいただく上での留意事項説明

ご契約に際し、Lexus Safety System + • Lexus Safety System +A • パーキングサポートブレーキ
・デジタルアウトターミラー・レフサス チームメイトを
お使いいただくための留意事項についてご説明いたします。

※各機能の設定は車両によって異なります。予めご確認をお願いいたします。

- ご使用になる際のお客様へお願い
 - 運転者には安全運転の義務があります。運転者は各機能を過信せず、常に自らの責任で周囲の状況を確認し、ご自身の操作で安全を確保してください。
 - 各機能に頼ったり、安全を委ねる運転をすと思わぬ事故につながるり、重大な傷害におよぶが、最悪の場合死亡につながるおそれがあります。
 - 車両姿勢が変化する架装・改造や、各機能のカメラ・センサーを遮るような架装・改造を行うと、各機能が正常に作動せず、思わぬ事故につながるり、重大な傷害におよぶが、最悪の場合死亡につながるおそれがあります。
 - ご使用の前には、あらかじめ取扱説明書で各機能の特徴・操作方法を必ずご確認ください。

1. 各機能を安全にお使いいただくために

◆ Lexus Safety System + • Lexus Safety System +A

■ プリクラッシュセーフティ

- 本システムは衝突の回避を支援、あるいは衝突の被害を軽減することを目的として設計しておりますが、その効果はさまざまな運転条件により変わります。そのため、常に同じ性能が発揮できるものではありません。
- 運転者が強くアクセルペダルを操作したり、ステアリング操作をした場合、運転者の意思による回避操作と判断され、プリクラッシュブレーキが作動しない場合があります。日常のブレーキ操作のかわりには絶対に使用しないでください。
- [緊急時操舵支援付帯の場合] 運転者が強くアクセルペダルを操作したり、ステアリングを大きく操作したり、ブレーキを踏んでなお、極めて遅れですが、回避意図により、衝突の可能性が高くなってもシステムが作動する場合があります。
- 万一、自車が居切内でも閉じ込められた場合、あわててアクセルを踏み込むと、センサーが避撞機を衝突対象物と認識しプリクラッシュブレーキが作動することがあります。その場合、[停止後に再度アクセルペダルを踏む]、[低速中にアクセルペダルを深く踏み込む]、または[プリクラッシュセーフティシステムをOFFにする]ことによりシステムを解除し、前進することができません。
- フロントウィンドウガラス・フロントグリルカバーにあるセンサーで衝突対象物を検出しますので、センサーを常にきれいに保ってください。センサー前面に泥や曇りなどが付着した場合は、ワイパーやエアコンで取り除いてください。汚れていたり、油膜・水障・曇りなどが付着したり、ふき取りが不十分な場合、性能が低下することがあります。また、センサー付近に車検シールを貼ったり、何かを取り付けたりしないでください。
- お客様ご自身でシステムの作動テストを絶対に行わないでください。対象（マネキンや段ボールで作動対象を模したものを）や状況によっては正常に作動せず、思わぬ事故につながるおそれがあります。

■ LDA(レーンデイル) / チャーアアラート) / LKA(レーンキープアシスト) / LTA(レーンチェンジアシスト) / LCA(レーンチェンジアシスト)

- これらの各システムは自動運転装置ではありません。また、前方への注意を軽減する装置でもありませんので、運転者は常に自らの責任で周囲の状況を確認し、ステアリング操作で道路を修正し、安全運転を心がけてください。
- これらの各システムは道路幅狭やタイヤ(仮急用タイヤ・タイヤチェーン装着時)などの状態によっては使用できない場合があります。故障に車線から逸脱して走行するなど、システムの作動を確認する行為は大変危険です。絶対におやめください。
- これらの各システムは急カーブ、分合流付近、白線と問題連発するような路側構造(ガードレール、新石、反動ポールなど)が白線の近くにある場合には正常に作動しない時があります。使用しないください。
- LTAが先行車に追従する支線を行う場合、先行車が車線に逸脱して走行しないとき(例、片側通行、からつき通行、車線変更したとき)は、自車も車線に沿って走行せずにレーンをはみ出さずおそれがあります。
- LTAのカーブ速度抑制機能は幹線直進時の注意を促す機能です。本機能の減速制御に頼った走行はおやめください。
- LCAはレーンチェンジ先の車線に並走車や、急な接近車両等が存在しないことを自分で確認してご使用ください。

■ ドライバー異常時対応システム

- 本システムは、システムがドライバーによる運転の継続が困難と判断した場合に、自車内で減速、停車を行うことで、衝突回避を支援、あるいは衝突被害の軽減に寄与することを目的としています。その効果はさまざまな条件により変わります。そのため、常に同じ性能を発揮できるものではありません。
- 本システムは、ドライバーが急病などにより運転の継続が困難になった場合を対象とするシステムであり、居眠り運転や注視減速など運転、体調が悪い場合の運転の対象とするものではありません。
- システムの作動を確認するために、故意に手放し運転をする行為は大変危険です。絶対におやめください。

■ オートマチックハイビーム / アダプティブハイビームシステム

- 本システムは夜間走行時のハイビーム・ロービームの切りかえ操作による負担を軽減するためのシステムで、支援の範囲には限りがあります。
- 周囲の状況によっては、明るさが正確に検知されず、ハイビームが対向車や先行車の遠慮になったり、ロービームが継続する場合があります。このような場合は、手動でハイビームとロービームを切りかえてください。

■ レーダーグループズコントロール

- レーダーグループズコントロールは運転者の操作の一部を支援し、操作負担を軽減するためのシステムで、支援の範囲には限りがあります。
- 正常に機能しているも、運転者が認識していない先行車の状況とシステムが検知している状況が異なる場合があります。運転者は常に自らの責任で周囲の状況を確認し、必要に応じてブレーキで減速してください。

◆ パーキングサポートブレーキ(静止物) / 後方接近車両 / 後方歩行者検知) / インテリジェントクリアランスソナー [ICS] / リヤクロスストラフィック / オートブレーキ [RCTAB]

- センサーの性能はさまざまな運転条件により変わります。そのため、常に同じ性能が発揮できるものではありません。道路状況、車両状況および天候状態等によっては作動しない場合があります。
- 道路環境によっては、衝突の可能性が高くなってもシステムが作動する場合があります。
- センサーへの改造・分解・塗装や衝撃・傾斜等を尋ねないようご注意ください。
- パーキングサポートブレーキは、完全に車両を停止させるシステムではありません。車両を停止させることができたとしても、ブレーキ制動は約2秒で解除されるため、すぐにブレーキペダルを踏んでください。また、自車が居切内でも閉じ込められた場合、ブレーキペダルを踏むことでシステムを解除し、前進することがあります。
- 故意に車や壁に向かって走行するなど、システムの作動を確認する行為は大変危険です。絶対におやめください。

◆ デジタルアウトターミラー

- 表示エリア拡大時には、運転時とは画面に映る車、人等のサイズが異なります。また、周囲の明るさによって映像の明るさが変化する場合があります。
- デジタルアウトターミラーは、画面ドアミラーに交換することができません。目のピントの合わせやすさなどの違いをあらかじめご確認ください。

裏面のご確認事項の内容もご確認のうえ、ご署名ください。

Embassy of the Republic of the Philippines
35-1 of 39 pp ngi, Minato-ku,
Tokyo 106-8537 Japan

1~4の項目について説明を求め、内容を理解しました。